

「エポスカード規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
エポスカード規約 2019年10月1日	エポスカード規約 2020年3月8日改訂
<p>エポスカード規約</p> <p>株式会社 エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4丁目3番2号 貸金業者登録番号 関東財務局長(5)第01386号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第7号</p>	<p>エポスカード規約</p> <p>株式会社 エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4丁目3番2号 貸金業者登録番号 関東財務局長 第01386号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第7号</p>
<p>カード規約</p> <p>第1章 カードの発行</p> <p>第1条(会員)</p> <p>会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社エポスカード(以下「当社」という)に入会のお申し込みをされ、当社が入会を認めた方(以下「会員」という)をいいます。なお、入会お申し込みの際、別途記載する場合を除き、当社が会員から書面を受領することはありません。</p>	<p>カード規約</p> <p>第1章 カードの発行</p> <p>第1条(会員)</p> <p>会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社エポスカード(以下「当社」という)に入会のお申し込みをされ、当社が入会を認めた方(以下「会員」という)をいいます。契約は当社が入会を認めた日に成立するものとします。なお、入会お申し込みの際、別途記載する場合を除き、当社が会員から書面を受領することはありません。</p>
<p>第2条 省略</p>	<p>第2条 省略</p>
<p>第3条(1) 省略</p> <p>第3条(2)</p> <p>会員は、カード裏面の署名欄に印字されている番号(セキュリティコード)およびVisa認証サービスのパスワード(以下暗証番号と併せて「暗証番号等」という)についても、暗証番号と同様に他人に知られないよう管理するものとします。</p> <p>第3条(3) 省略</p> <p>第3条(4)</p> <p>会員から暗証番号の届け出がない場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録する必要があることを了承いただきます。</p>	<p>第3条(1) 省略</p> <p>第3条(2)</p> <p>会員は、カード裏面の署名欄に印字されている番号(セキュリティコード)およびVisa Secure(旧 Visa認証サービス)のパスワード(以下暗証番号と併せて「暗証番号等」という)についても、暗証番号と同様に他人に知られないよう管理するものとします。</p> <p>第3条(3) 省略</p> <p>第3条(4) 削除</p>

「エポスカード規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
<p>第2章 カードによる商品購入等</p> <p>第4条～第6条 省略</p>	<p>第2章 カードによる商品購入等</p> <p>第4条～第6条 省略</p>
<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)① 省略</p> <p>②分割払い 会員がご利用の都度、支払回数を指定し、お支払いいただく方法です。支払回数は3～36回(支払期間は、指定の支払回数と同じ月数になります)より指定し、分割払手数料(以下「手数料」という)は実質年率15.0%となります。なお、月々の分割支払金(以下「支払金」という)の単位は1円とし、端数が発生した場合は1回目に加算されます。ただし、加盟店の都合により支払金が別途設定される場合があります。また、会員が、当初の契約のとおりにお支払いの支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残額を一括して支払ったときは、お支払い期日未到来分の手数料のうち、78分法またはこれに準ずる当社所定の計算方法に基づき算出した金額を払い戻します。</p> <p>③ 省略</p> <p>④2回払い 商品購入代金締切後、最初およびその次のお支払日の2回で、均等分割してお支払いいただく方法です。100円未満の端数が出た場合には1回目に加算されます。このお支払方法の場合、手数料はかかりません。なお、月々の分割支払金(以下「支払金」という)の単位は1円とし、端数が発生した場合は1回目に加算されます。ただし、加盟店の都合により支払金が別途設定される場合があります。</p> <p>⑤～⑥ 省略</p> <p>(3)～(5) 省略</p>	<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)① 省略</p> <p>②分割払い 会員がご利用の都度、支払回数を指定し、お支払いいただく方法です。支払回数は3～36回(支払期間は、指定の支払回数と同じ月数になります)より指定し、分割払手数料(以下「手数料」という)は実質年率15.0%となります。なお、月々の分割支払金(以下「支払金」という)の単位は1円とし、端数が発生した場合は1回目に加算されます。ただし、加盟店の都合により支払金が別途設定される場合があります。また、会員が、当初の契約のとおりにお支払いの支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残額を一括して支払ったときは、お支払い期日未到来分の手数料のうち、78分法またはこれに準ずる計算方法に基づき算出した金額を払い戻します。</p> <p>③ 省略</p> <p>④2回払い 商品購入代金締切後、最初およびその次のお支払日の2回で、均等分割してお支払いいただく方法です。このお支払方法の場合、手数料はかかりません。なお、月々の支払金の単位は1円とし、端数が発生した場合は1回目に加算されます。ただし、加盟店の都合により支払金が別途設定される場合があります。</p> <p>⑤～⑥ 省略</p> <p>(3)～(5) 省略</p>
<p>第8条～第10条 省略</p>	<p>第8条～第10条 省略</p>

改訂前	改訂後
<p>第3章 キャッシングサービス</p> <p>第11条(キャッシングの利用)</p> <p>第11条(1) 省略</p> <p>第11条(2) [1]の方法のほか、電話または当社のホームページにおいて申し込む方法によりキャッシングが受けられます。この場合、当社は会員が指定する会員名義の口座に融資金を振り込むものとし、当社が金融機関に振込手続きを行った日のご利用日となります。なお、後者による方法の場合、第21条⑨に規定する簡素化した書面を電磁的方法により交付することを承諾していただきます。</p> <p>第11条(3) キャッシングのご利用は、原則として会員の満65歳の誕生日の前日までとします。ただし、当社が認めた場合はこの限りではないものとします。</p> <p>第11条(4) 省略</p> <p>第11条(5) 会員が当社のATMまたは提携CD・ATMでキャッシングを利用する場合、1回払いまたは元利定額リボルビング払い(以下「リボルビング払い」という)のうち、会員が利用時に指定した方法となります。なお、1回払いのご利用は、当社の指定するCD・ATMならびにお申込み方法に限り、また、会員が提携CD・ATMでリボルビング払いを利用した際に提携先の都合により、利用明細書等に「分割10回払い」等と表示される場合があります。</p> <p>第11条(6) 1回払いのご利用可能枠は、(4)に定めるご利用可能枠の範囲となります。また原則として、1回あたりのご利用は1万円単位となります。ただし、(2)の方法による場合、1回あたりのご利用は1,000円以上となります。</p> <p>第11条(7) 省略</p> <p>第11条(8) 省略</p>	<p>第3章 キャッシングサービス</p> <p>第11条(キャッシングの利用)</p> <p>第11条(1) 省略</p> <p>第11条(2) [1]の方法のほか、電話または当社のホームページにおいて申し込む方法によりキャッシングが受けられます。この場合、当社は会員が指定する会員名義の口座に融資金を振り込むものとし、当社が金融機関に振込手続きを行った日のご利用日となります。なお、後者による方法の場合、第21条⑩に規定する簡素化した書面を電磁的方法により交付することを承諾していただきます。</p> <p>第11条(3) 削除</p> <p>第11条(3) 省略</p> <p>第11条(4) 会員が当社のATMまたは提携CD・ATMでキャッシングを利用する場合、1回払いまたは元利定額リボルビング払い(以下「リボルビング払い」という)のうち、会員が利用時に指定した方法となります。なお、1回払いのご利用は、当社の指定するCD・ATMならびにお申込み方法に限り、また、会員が提携CD・ATMでリボルビング払いを利用した際に提携先の都合により、利用明細書等に「分割10回払い」等と表示される場合があります。</p> <p>第11条(5) 1回払いのご利用可能枠は、(3)に定めるご利用可能枠の範囲となります。また原則として、1回あたりのご利用は1万円単位となります。ただし、(2)の方法による場合、1回あたりのご利用は1,000円以上となります。</p> <p>第11条(6) 省略</p> <p>第11条(7) 省略</p>

改訂前	改訂後
<p>第4章 共通事項</p> <p>第13条～第17条 省略</p> <p>第18条(遅延損害金) (1) 会員が、カード利用代金等(キャッシングを除く)の支払いを遅延したときは、約定支払日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対して、また第19条により期限の利益を失ったときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、残存商品購入代金合計に対して、年率14.6%を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合には残存分割支払金合計に対して商事法定利率(年率6.0%)を乗じた額を超えないものとします。その他費用等は商事法定利率(年率6.0%)を適用します。</p> <p>(2) 会員が、キャッシングの支払いを約定支払日に行わなかったときは、約定支払日の翌日から支払日に至るまで当該返済金の元金相当額に対して、また第19条により期限の利益を失ったときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで残存元金相当額に対して、年率20.0%を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。</p> <p>(3) 省略</p>	<p>第4章 共通事項</p> <p>第13条～第17条 省略</p> <p>第18条(遅延損害金) (1) 会員が、カード利用代金等(キャッシングの返済を除く)の支払いを遅延したときは、約定支払日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対して、また第19条により期限の利益を失ったときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、残存商品購入代金合計に対して、年率14.6%を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合には残存分割支払金合計に対して法定利率を乗じた額を超えないものとします。その他費用等は法定利率を適用します。</p> <p>(2) 会員が、キャッシングの返済を約定支払日に行わなかったときは、約定支払日の翌日から支払日に至るまで当該返済金の元金相当額に対して、また第19条により期限の利益を失ったときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで残存元金相当額に対して、年率20.0%を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。</p> <p>(3) 省略</p>
<p>第19条(期限の利益の喪失)</p> <p>(1) 会員は、次の場合には当然に期限の利益を失い、直ちに残債務の全額をお支払いいただきます。ただし、②は商品購入に係るカード利用代金には適用されません。</p> <p>①カード利用代金等(キャッシングを除く)の支払いを遅延し、20日以上を定めて書面で催告したにもかかわらず、その期間内にお支払いがなかったとき。ただし1回払いのカード利用代金等については支払いを1回でも遅延したとき。</p> <p>②キャッシングの支払いを遅延したとき。</p> <p>③～⑦ 省略</p> <p>(2) 省略</p>	<p>第19条(期限の利益の喪失)</p> <p>(1) 会員は、次の場合には当然に期限の利益を失い、直ちに残債務の全額をお支払いいただきます。ただし、②はカード利用代金等(お支払い方法がリボルビング払い、分割払い、2回払い、ボーナス一括払いの場合に限る)には適用されません。</p> <p>①カード利用代金等(1回払いによる場合及びキャッシングの返済を除く)の支払いを遅延し、20日以上を定めて書面で催告したにもかかわらず、その期間内にお支払いがなかったとき。</p> <p>②キャッシングの返済、または1回払いによるカード利用代金等の支払いを1回でも遅延したとき</p> <p>③～⑦ 省略</p> <p>(2) 省略</p>
<p>第20条～第25条 省略</p>	<p>第20条～第25条 省略</p>

「エポスカード規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
<p>第26条(本規約の変更等) 当社は、本規約の一部または全部を、変更もしくは改定(以下「変更等」という)する場合があります。変更等の手続きは、当社が会員にその事項を所定の方法で通知します。なお、会員の利用等に重大な影響を及ぼす可能性がある変更を行おうとする場合は、前記によらず、会員の承諾を得るものとします。</p> <p>第27条 省略</p>	<p>第26条(本規約の変更等) (1)当社は、法令改正、経済情勢の変動その他の事情により本規約の一部または全部を、変更もしくは改定(以下「変更等」という)する場合があります。この場合、変更等の時期および内容を当社ホームページ(https://www.epocard.co.jp)において告知する方法、または本会員に通知する方法等により、本会員にその内容をあらかじめ周知することで、本規約を変更できるものとします。変更等の内容について、会員は次の各号に該当する場合、承諾の意思表示を行ったものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</p> <p>①変更等の周知期間中に、その内容について何ら異議申し立てがないとき ②変更等の周知期間経過後に、本規約に係る取引を行うこと</p> <p>(2)当社は本規約に付随または関連するすべての特約等の変更等について、第26条(1)を適用するものとし、会員はこれを承諾します。</p> <p>第27条 省略</p>
<p>ICカード特約 (以下省略)</p>	<p>ICカード特約 (以下省略)</p>
<p>エポスゴールドカード特約 (以下省略)</p>	<p>エポスゴールドカード特約 (以下省略)</p>
<p>エポスプラチナカード特約 (以下省略)</p>	<p>エポスプラチナカード特約 (以下省略)</p>
<p>個人情報の取り扱いに関する同意条項 第1条～第8条 省略</p>	<p>個人情報の取り扱いに関する同意条項 第1条～第8条 省略</p>
<p>第9条(本契約が不成立の場合および退会後の個人情報の利用) (1) 省略 (2)カード規約第23条に定める会員資格の喪失および退会後も、第1条(1)および第2条①に定める目的および開示請求等に必要範囲で、法令または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。</p> <p>第10条(条項の変更) 本同意条項は法令に定める手続きにより、必要範囲内で変更できるものとします。</p> <p>第11条～第12条 省略</p>	<p>第9条(本契約が不成立の場合および退会後の個人情報の利用) (1) 省略 (2)カード規約第23条に定める会員資格の喪失および退会後も、第1条(1)および第2条①に定める目的および開示請求に必要な範囲で、法令等が定める期間個人情報を保有し、利用します。</p> <p>第10条(条項の変更) 本同意条項を変更する場合がございます。この変更については、カード規約第26条(1)を適用するものとします。</p> <p>第11条～第12条 省略</p>

「エポスカード規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
<p>丸井・エポス共同発行カード特約</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>第6条(特約の変更) 丸井および当社は、本特約の一部または全部を、変更もしくは改定(以下「変更等」という)する場合があります。変更等の手続きは丸井および当社が会員にその事項を所定の方法で通知します。なお、会員の利用等に重大な影響を及ぼす可能性がある変更を行おうとする場合は、前記によらず、会員の承諾を得るものとします。</p>	<p>丸井・エポス共同発行カード特約</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>第6条(特約の変更) 丸井および当社は、本特約の一部または全部を、変更もしくは改定(以下「変更等」という)する場合があります。なお、変更等についてはカード規約第26条(1)を適用するものとします。</p>
<p>個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 (丸井・エポスカード共同発行カード用) (以下省略)</p>	<p>個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 (丸井・エポスカード共同発行カード用) (以下省略)</p>
<p>エポスポイント規約 2018年10月1日版</p> <p>第1条～第6条 省略</p> <p>第7条(ポイントの利用)</p> <p>(1) ポイントは、当社の定める基準に基づき、原則として1ポイント1円相当の利用価値をもってご利用いただけます(一部異なる場合があります)。主な用途は次のとおりですが、変更となる場合があります。</p> <p>①マルイでのショッピング割引 ②商品券・ギフト券への交換 ③エポスVisaプリペイドカード残高への移行 ④エポスファミリーゴールドへのポイント移行 ⑤他社ネット通販でのショッピング割引 ⑥他社ポイントへの移行 ⑦グッズ等への交換 ⑧支援団体への寄付</p> <p>第8条～第11条 省略</p> <p>第12条(ポイントの失効等)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 会員が次のいずれかに該当する場合には、当該事由が解消されるまでの期間、ポイント利用が停止されます。</p> <p>(2)①～④ 省略</p> <p>第13条～第14条 省略</p>	<p>エポスポイント規約 2020年3月8日版</p> <p>第1条～第6条 省略</p> <p>第7条(ポイントの利用)</p> <p>(1) ポイントは、当社の定める基準に基づき、原則として1ポイント1円相当の利用価値をもってご利用いただけます(一部異なる場合があります)。主な用途は次のとおりですが、変更となる場合があります。</p> <p>①マルイでのショッピング割引 ②商品券・ギフト券への交換 ③エポスVisaプリペイドカード残高への移行 ④エポスファミリーゴールド会員同士のポイントシェア ⑤他社ネット通販でのショッピング割引 ⑥他社ポイントへの移行 ⑦グッズ等への交換 ⑧支援団体への寄付 ⑨エポスポイント投資への移行</p> <p>第8条～第11条 省略</p> <p>第12条(ポイントの失効等)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 会員が次のいずれかに該当する場合は、当該事由が解消されるまでの期間、ポイント付与・利用が停止されます。</p> <p>(2)①～④ 省略</p> <p>第13条～第14条 省略</p>

「エポスカード規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
<p>第15条(本規約の変更) 当社が、本規約の一部または全部を改定しようとするときは、事前に当社のホームページに変更内容を掲示してお知らせします。なお、変更内容が重要であるときは、会員が事前に認識できるように十分な周知を行います。 ※エポスポイントについての詳細は当社のホームページ(https://www.epocard.co.jp)をご確認下さい。</p>	<p>第15条(本規約の変更) 当社は、本規約の一部または全部を、変更もしくは改定(以下「変更等」という)する場合があります。なお、変更等についてはカード規約第26条(1)を適用するものとします。</p>

「エポスVisaプリペイドカード規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
エポスプリペイドカード規約(2019年1月7日)	エポスVisaプリペイドカード規約(2020年3月8日改訂)
<p>第1条(本規約) 本規約は、株式会社エポスカード(以下「当社」という)所定のクレジットカードのカード規約に定める会員がエポスプリペイドカード(以下「カード」という)を利用する場合の規約を定めたものです。</p>	<p>第1条(本規約) 本規約は、株式会社エポスカード(以下「当社」という)のカード規約に定める会員がエポスVisaプリペイドカード(以下「カード」という)を利用する場合の規約を定めたものです。</p>
第2条～第7条 省略	第2条～第7条 省略
<p>第8条(暗証番号) 1～2 省略 3. 会員から、暗証番号の届出がない場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録する必要があることを了承した 4. カード利用時に、暗証番号の失念等により加盟店からの暗証番号の提示要求に応じることができなかった場合、もしくは提示した暗証番号と当社にて管理する暗証番号と合致しなかった場合には、加盟店での利用はできないものとします。</p>	<p>第8条(暗証番号) 1～2 省略 3削除 項番繰り上げ 4→3 3. カード利用時に、暗証番号の失念等により加盟店からの暗証番号の提示要求に応じることができなかった場合、もしくは提示した暗証番号と当社にて管理する暗証番号と合致しなかった場合には、加盟店での利用はできないものとします。</p>
第9条～第25条 省略	第9条～第25条 省略
<p>第26条(本規約の変更) 当社は、本規約の一部または全部を、変更もしくは改定(以下「変更等」という)する場合があります。変更等の手続きは、当社が会員にその事項を所定の方法で通知、または告知します。</p>	<p>第26条(本規約の変更) 当社は、本規約の一部または全部を、変更もしくは改定(以下「変更等」という)する場合があります。なお、変更等についてはカード規約第26条(1)を適用するものとします。</p>
第27条～第29条 省略	第27条～第29条 省略
個人情報の取扱いに関する同意条項に係る特約	個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約
<p>第1条(本同意条項) 本同意条項は株式会社エポスカード(以下「当社」という)が発行するエポスプリペイドカード(以下「カード」という)の会員に関する個人情報の取扱いについて定めたものです。 会員は、本同意条項に同意の上、カードを申込み、利用するものとします。</p>	<p>第1条(本同意条項) 本同意条項は株式会社エポスカード(以下「当社」という)が発行するエポスVisaプリペイドカード(以下「カード」という)の会員に関する個人情報の取り扱いについて定めたものです。 会員は、本同意条項に同意の上、カードを申込み、利用するものとします。</p>
第2条～第7条 省略	第2条～第7条 省略
<p>第8条(条項の変更) 本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。</p>	<p>第8条(条項の変更) 本同意条項を変更する場合がございます。この変更については、カード規約第26条(1)を適用するものとします</p>

「エポスバーチャルカード会員規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
エポスバーチャルカード規約(2012年11月16日)	エポスバーチャルカード規約(2020年3月8日改訂)
<p>第1条(本規約の趣旨)</p> <p>本規約は、株式会社エポスカード(以下「当社」といいます) 所定のクレジットカードのカード規約(以下「カード規約」といいます)に定める会員(以下「会員」といいます)がエポスバーチャルカード(以下「バーチャルカード」といいます)を利用する場合の規定を定めたものです。会員はカード規約および本規約を承認するとともに、バーチャルカードについての「ご案内」、「ご利用上の注意」、その他注記事項を遵守するものとします。</p>	<p>第1条(本規約の趣旨)</p> <p>本規約は、株式会社エポスカード(以下「当社」といいます)のカード規約(以下「カード規約」といいます)に定める会員(以下「会員」といいます)がエポスバーチャルカード(以下「バーチャルカード」といいます)を利用する場合の規定を定めたものです。会員はカード規約および本規約を承認するとともに、バーチャルカードについての「ご案内」、「ご利用上の注意」、その他注記事項を遵守するものとします。</p>
第2条～10条 省略	第2条～10条 省略
<p>第11条(本規約の変更)</p> <p>当社は本規約の一部または全部を、変更または改定(以下「変更等」といいます)する場合があります。変更等の手続きは、当社が会員にその事項を通知もしくは告知(変更の日から30日間、当社のホームページに掲示する等)し、その後会員がバーチャルカードを利用した場合には、変更を承認したものとします。</p>	<p>第11条(本規約の変更)</p> <p>当社は本規約の一部または全部を、変更または改定(以下「変更等」といいます)する場合があります。 なお、変更等については、カード規約第26条(1)を適用するものとします。</p>
第12条 省略	第12条 省略

「エポスETCカード会員規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
2016年7月1日	2020年3月8日改訂
<p>第1条(本規約の趣旨)</p> <p>本規約は、株式会社エポスカード(以下「当社」といいます)所定のクレジットカードのカード規約(以下「カード規約」といいます)に定める会員(以下「会員」といいます)がエポスETCカード(以下「ETCカード」といいます)を利用する場合の規約を定めたものです。会員はカード規約および本規約を承認し、別途自動料金収受者が定める「ETCシステム利用規程」・「ETCシステム利用規程実施細則」および車載器業者が定める利用規程等を合せ遵守してETCカードを利用するものとします。</p>	<p>第1条(本規約の趣旨)</p> <p>本規約は、株式会社エポスカード(以下「当社」といいます)のカード規約(以下「カード規約」といいます)に定める会員(以下「会員」といいます)がエポスETCカード(以下「ETCカード」といいます)を利用する場合の規約を定めたものです。会員はカード規約および本規約を承認し、別途自動料金収受者が定める「ETCシステム利用規程」・「ETCシステム利用規程実施細則」および車載器業者が定める利用規程等を合せ遵守してETCカードを利用するものとします。</p>
第2条～第11条 省略	第2条～第11条 省略
<p>第12条(本規約の変更)</p> <p>当社は、本規約の一部または全部を、変更もしくは改定(以下「変更等」という)する場合があります。変更等の手続きは、当社が会員にその事項を通知もしくは告知(変更の日から30日間、当社のホームページに掲示する等)し、その後会員がETCカードを利用された場合には、変更等を承認されたものとします。</p>	<p>第12条(本規約の変更)</p> <p>当社は、本規約の一部または全部を、変更もしくは改定(以下「変更等」という)する場合があります。なお、変更等についてはカード規約第26条(1)を適用するものとします。</p>
ETCシステム利用規定 省略	ETCシステム利用規定 省略
ETCシステム利用規定実施細則 省略	ETCシステム利用規定実施細則 省略

「エポスNet利用規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
エポスNet利用規約(2019年6月1日)	エポスNet利用規約(2020年3月8日改訂)
第1条 省略	第1条 省略
<p>第2条(利用登録)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)利用登録を希望する者は、本規定を承認の上、当社所定の方法により、クレジットカード番号、パスワード、Eメールアドレスその他当社指定の事項を当社に申請するものとします。パスワードは、当社所定の方法に従い任意に指定できるものとします。</p> <p>(3)～(4) 省略</p>	<p>第2条(利用登録)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)利用登録を希望する者は、本規定の内容を承認し、契約の内容とすることを合意したうえ、クレジットカード番号、パスワード、Eメールアドレスその他当社指定の事項を当社に申請するものとします。パスワードは、当社所定の方法に従い任意に指定できるものとします。</p> <p>(3)～(4) 省略</p>
第3条 省略	第3条 省略
<p>第4条(サービス)</p> <p>(1) 利用登録を受けた利用者は、本規定の内容にしたがって、当社所定のWebサイトにログインすることにより、当社がインターネット上において提供する本サービスを利用することができるものとします。当社はIDおよびパスワードの一致を確認することによりアクセスした者を利用者本人とみなします。</p>	<p>第4条(サービス)</p> <p>(1) 利用登録を受けた利用者は、本規定の内容にしたがって、当社のWebサイトにログインすることにより、当社がインターネット上において提供する本サービスを利用することができるものとします。当社はIDおよびパスワードの一致を確認することによりアクセスした者を利用者本人とみなします。</p>
<p>第5条(本規約の変更)</p> <p>(1) 当社は、本規約を変更する旨ならびに変更内容を照会できる旨を利用者が事前に閲覧可能となるよう措置することにより本規約を変更することができるものとします。</p> <p>(2) 利用者は、本規約変更後最初の本サービスの利用をもって、当該変更に同意したものとします。</p>	<p>第5条(本規約の変更)</p> <p>当社は本規約の一部または全部を、変更または改定(以下「変更等」といいます)する場合があります。なお、変更等については、カード規約第26条(1)を適用するものとします。</p>
第6条～第16条 省略	第6条～第16条 省略

「マルイウェブチャネル利用規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
マルイウェブチャネル利用規約(2018年8月31日)	マルイウェブチャネル利用規約(2020年3月8日改訂)
第1条 省略	第1条 省略
<p>第2条(ユーザー登録・入会)</p> <p>(1) ユーザー登録希望者は、本規約を確認のうえ本サイト上のユーザー登録画面において個人情報およびその他必要な情報を入力するものとし、ユーザー登録をした時点で、本規約の内容を承諾したものとします。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>第2条(ユーザー登録・入会)</p> <p>(1) ユーザー登録希望者は、本規約を確認のうえ本サイト上のユーザー登録画面において個人情報およびその他必要な情報を入力するものとし、ユーザー登録をした時点で、本規約の内容を承認し、契約の内容とすることに合意したものとします。</p> <p>(2) 省略</p>
<p>第3条(個人情報の取り扱い)</p> <p>会員は、別途掲載する「個人情報の取り扱いに関する同意条項」に同意のうえユーザー登録を行うものとします。</p>	<p>第3条(個人情報の取り扱い)</p> <p>会員は、別途掲載する「個人情報の取り扱いに関する同意条項」の内容を承認し、契約の内容とすることに合意したうえでユーザー登録を行うものとします。</p>
第4条 省略	第4条 省略
<p>第5条(本サービス)</p> <p>(1) 会員は、本規約の内容に従って、当社所定のウェブサイトログインすることにより、当社が本サイトにおいて提供する本サービスを利用することができるものとします。</p> <p>(2)～(5) 省略</p>	<p>第5条(本サービス)</p> <p>(1) 会員は、本規約の内容に従って、当社のウェブサイトログインすることにより、当社が本サイトにおいて提供する本サービスを利用することができるものとします。</p> <p>(2)～(5) 省略</p>
<p>第6条(本規約の変更)</p> <p>当社は、会員の事前の承諾なしに本規約を変更できるものとします。変更内容は本サイトが提供する手段を通じて会員に告知することとし、その後会員が本サービスを利用したことをもって会員の承諾を得たものとします。</p>	<p>第6条(本規約の変更)</p> <p>当社は、本規約の一部または全部を変更する場合があります。この場合、あらかじめ変更の内容を公表または、通知等により会員に周知したうえで、本規約を変更できるものとします。</p>
第7条～第19条 省略	第7条～第19条 省略

「マルイウェブチャネル利用規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
個人情報取り扱いに関する同意条項に係る特約	個人情報取り扱いに関する同意条項に係る特約
第1条～第6条 省略	第1条～第6条 省略
<p>第7条(個人情報の取り扱いに関する問い合わせ等の窓口) 個人情報の開示・訂正・削除についての申込者の個人情報に関するお問い合わせや利用の中止の申出等に関しましては、以下の窓口までお願いします。 株式会社丸井 (マルイ通販)お客様サポートセンター 〒341-0009埼玉県三郷市新三郷ららシティ3-2-1 ヤマトロジスティクス内 フリーダイヤル 0120-45-0101</p>	<p>第7条(個人情報の取り扱いに関する問い合わせ等の窓口) 個人情報の開示・訂正・削除についての申込者の個人情報に関するお問い合わせや利用の中止の申出等に関しましては、以下の窓口までお願いします。 株式会社丸井 (マルイ通販)お客様サポートセンター 〒341-0009埼玉県三郷市新三郷ららシティ3-2-1 フリーダイヤル 0120-45-0101</p>
第8条 省略	第8条 省略
<p>第9条(条項の変更) 本同意条項は法令の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。</p>	<p>第9条(条項の変更) 当社は、本条項の一部または全部を変更する場合があります。なお、変更についてはマルイウェブチャネル利用規約第6条を適用するものとします。</p>
【個人情報の取り扱いに関する同意条項第2条に定める共同利用会社等】(2018年8月31日現在) 省略	【個人情報の取り扱いに関する同意条項第2条に定める共同利用会社等】(2018年8月31日現在) 省略
【ウェブサイトにおける個人情報の取り扱いについて】(2010年6月18日改定) 省略	【ウェブサイトにおける個人情報の取り扱いについて】(2010年6月18日改定) 省略

「エポスファミリーゴールド利用に関するご注意」新旧対照表

改訂前	改訂後
エポスファミリーゴールド利用に関するご注意	エポスファミリーゴールド利用に関するご注意 (2020年3月8日改訂)
「ご家族への紹介が可能な方」～「個人情報、通知について」省略	「ご家族への紹介が可能な方」～「個人情報、通知について」省略
右記の条項を追加	<p>内容変更について</p> <p>当社は「エポスファミリーゴールド利用に関するご注意」の内容の一部または全部について変更する場合があります。なお、変更についてはカード規約26条(1)を適用するものとします。</p>

「エポスカード公式アプリ利用規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
エポスカード公式アプリ利用規約	エポスカード公式アプリ利用規約 (2020年3月8日改訂)
<p>エポスカード公式アプリについて</p> <p>1～2 省略</p> <p>3.本アプリは、当社所定のスマートフォン端末でのみご利用いただけます</p> <p>4 省略</p>	<p>エポスカード公式アプリについて</p> <p>1～2 省略</p> <p>3.本アプリは、一部ご利用いただけないスマートフォン端末がございます。</p> <p>4 省略</p>
<p>規約へのご同意</p> <p>1.本アプリのダウンロード及び利用に際しては、本アプリの利用者(以下「お客様」といいます)は本規約に同意していただく必要があります。</p>	<p>規約へのご同意</p> <p>1.本アプリのダウンロードおよび利用に際しては、本アプリの利用者(以下「お客様」といいます)は本規約の内容を承認し、契約の内容とすることに合意するものとします。</p>
本アプリの権利帰属 省略	本アプリの権利帰属 省略
免責事項 省略	免責事項 省略
本アプリの変更 省略	本アプリの変更 省略
<p>本アプリのダウンロード・利用に際してのご注意</p> <p>1～2 省略</p> <p>3.本アプリを利用するには、当社所定のエポスNet ID及びパスワードによる本人認証が必要となります。</p> <p>4.本アプリは、ログイン方法の変更により、ID及びパスワードを入力することなく本人認証が可能となります。その場合、本アプリをダウンロードしたスマートフォンが第三者に渡った場合、お客様のカード履歴情報を第三者に見られる可能性があります。本アプリの利用にはスマートフォン及びパスワードを厳重に管理してください。尚、所定の時間を超えて本アプリの利用がなされなかった場合は、予告なくログアウトすることがあります。</p> <p>5～8 省略</p>	<p>本アプリのダウンロード・利用に際してのご注意</p> <p>1～2 省略</p> <p>3.本アプリを利用するには、エポスNetID及びパスワードによる本人確認が必要となります。</p> <p>4.本アプリは、ログイン方法の変更により、ID及びパスワードを入力することなく本人認証が可能となります。その場合、本アプリをダウンロードしたスマートフォンが第三者に渡った場合、お客様のカード履歴情報を第三者に見られる可能性があります。本アプリの利用にはスマートフォン及びパスワードを厳重に管理してください。尚、一定の時間を超えて本アプリの利用がなされなかった場合は、予告なくログアウトすることがあります。</p> <p>5～8 省略</p>
禁止事項 省略	禁止事項 省略
本サービスの中止・廃止 省略	本サービスの中止・廃止 省略
規約の準用 省略	規約の準用 省略

「エポスカード公式アプリ利用規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
<p>規約の変更</p> <p>1.当社は、本規約の内容を変更する場合があります。本アプリのダウンロード後に変更した場合を含め、本サービスの利用時点での規約を適用するものとします。</p>	<p>規約の変更</p> <p>1.当社は、本規約の内容の一部または全部について変更する場合があります。なお、変更についてはカード規約第26条(1)を適用するものとします。</p>

「GTNエポスカード特約」新旧対照表

改訂前	改訂後
GTNエポスカード特約(2017年10月26日時点)	GTNエポスカード特約(2020年3月8日改訂)
第1条～第3条 省略	第1条～第3条 省略
<p>第4条(特約の変更)</p> <p>GTNおよび当社は、本特約の一部または全部を、変更もしくは改定(以下「変更等」という)する場合があります。変更等の手続きはGTNおよび当社が会員にその事項を所定の方法で通知または告知します。なお、会員の利用等に重大な影響を及ぼす可能性がある変更を行なおうとする場合は、前記によらず、会員の承諾を得るものとします。</p>	<p>第4条(特約の変更)</p> <p>GTNおよび当社は、本特約の一部または全部を、変更もしくは改定(以下「変更等」という)する場合があります。なお、変更等についてはカード規約第26条(1)を適用するものとします。</p>
個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約(GTNエポスカード用) 省略	個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約(GTNエポスカード用) 省略

「Apple pay利用特約」新旧対照表

改訂前	改訂後
Apple pay利用特約	Apple pay利用特約(2020年3月8日改訂)
<p>第1条(目的等)</p> <p>1 省略</p> <p>2.会員は、本特約を承認のうえ、本サービスの利用を申し込むものとし、利用者(第2条(1)に定めるものをいう)となった会員は、本サービスを利用するにあたり、本特約およびカード規約等を遵守するものとしします。</p>	<p>第1条(目的等)</p> <p>1 省略</p> <p>2.会員は、本特約の内容を承認し、契約の内容とすることに合意のうえ、本サービスの利用を申し込むものとし、利用者(第2条(1)に定めるものをいう)となった会員は、本サービスを利用するにあたり、本特約およびカード規約等を遵守するものとしします。</p>
第2条～第16条 省略	第2条～第16条 省略
<p>第17条(特約の変更)</p> <p>当社が、本特約の一部または全部を改定しようとするときは、カード規約等に定める「本規約の変更等」の規定が適用されます。</p>	<p>第17条(特約の変更)</p> <p>当社は、本規約の一部または全部を変更もしくは改定(以下「変更等」という)する場合があります。なお、変更等についてはカード規約第26条(1)を適用するものとしします。</p>

「tsumiki証券株式会社におけるエポスカード利用に関する特約」新旧対照表

改訂前	改訂後
<p>tsumiki証券株式会社におけるエポスカード利用に関する特約 (2018年8月31日 制定)</p>	<p>tsumiki証券株式会社におけるエポスカード利用に関する特約 (2020年3月8日 改訂)</p>
<p>第1条(総則) この特約(以下「本特約」という)は、株式会社エポスカード(以下「当社」という)のエポスカード規約(以下「カード規約」という)に定める会員が、当社の発行するクレジットカード(以下「エポスカード」という)を用いて、tsumiki証券株式会社(以下「tsumiki証券」という)において投資信託を購入する場合に適用されます。</p>	<p>第1条(総則) この特約(以下「本特約」という)は、株式会社エポスカード(以下「当社」という)のエポスカード規約(以下「カード規約」という)に定める会員が、本特約の内容を承認し、契約の内容とすることに合意のうえ、当社の発行するクレジットカード(以下「エポスカード」という)を用いて、tsumiki証券株式会社(以下「tsumiki証券」という)において投資信託を購入する場合に適用されます。</p>
<p>第2条～第11条 省略</p>	<p>第2条～第11条 省略</p>
<p>第12条(特約の変更など) 当社は、本特約の一部または全部を、変更もしくは改訂(以下「変更等」という)する場合があります。変更等の手続きは、当社が会員にその事項を所定の方法で通知します。なお、会員の利用等に重大な影響を及ぼす可能性がある変更を行おうとする場合は、前記によらず、会員の承諾を得るものとします。</p>	<p>第12条(特約の変更など) 当社は、本特約の一部または全部を、変更もしくは改定(以下「変更等」という)する場合があります。なお、変更等についてはカード規約第26条(1)を適用するものとします。</p>